

田中家通信



株式会社田中家石材

VOL. 29

発行/株式会社 田中家石材
住所/彦根市高宮町108-1
電話/0749(22)98888
HP●http://www.tanakaya-sekizai.com/
Mail●info@tanakaya-sekizai.com

『お盆では お墓参りへ』



お盆は、八月十三日から十六日です。地域によって一ヶ月早いところもありますが、ほぼこの期間になります。

家族が揃うこの時期にお墓参りに行くことに意義があります。お墓は死者の家ではありません。祖先を祀り、感謝と祈りの祭壇であり、氏神や鎮守の神に連なる祭壇だと思っています。先祖の墓、身近な方のお墓を美しく保ち、祀りことを欠かさず行うことは、祈り願う心が仏の心に通じ、家族の平和、健康を見守って頂けるのだと信じます。

お墓を建て、お仏壇を安置しても、仏事やお墓参りをしなければ、何の意味もありません。お墓、お仏壇とは、「家の根」そのものであり、お仏壇の給仕

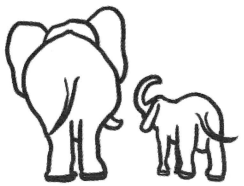
「はな子はなつ」

今年になって、上野動物園のゾウの「はな子」が亡くなりました。国内のゾウで六十九才という最高齢です。

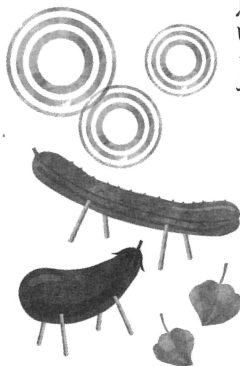
戦後を生き抜いた「はな子」には、悲しい実話があります。戦時中、空襲に備えて危険な猛獣を処分せよと命令が下り飼育係はつらい役目を果たさなければなりません。毒入りの餌を与えることになりましたが、賢いゾウたちは食べようともしません。あげくにゾウ達は餓死させられていきます。上野動物園の人気者のゾウ、ワンリーもトンキーにも死は近づいてきました。最後は、どちらも鉄のおり

にもたれて、鼻を長くのばして、万歳の芸当をしたまま、死んでいました。そのワンリーは「花子」とも呼ばれていたそうです。戦後間もなく、やってきた新しいゾウが「はな子」と名付けられました。

戦争は人間だけでなく、多くの動物たちも犠牲になっていったという事を忘れてはならないと思います。



お墓参りを行い、年忌法要を行っておられる家は、祖先崇拝の恩恵を受け、一家の繁栄と家族がみな幸せになっていくことだと思います。



「真田昌幸と六文銭」

真田の紋は「六文銭」が有名ですが、正式には「六連銭」と呼びます。六連銭とは地藏信仰に由来しているそうです。武士は合戦で人を殺し合うのだから、地獄に落ちて、苦しい思いをしなればならないので地藏菩薩の慈悲にすがって犯した罪を救ってもらいたいとの願いからです。

論語の一節



論語の一節を一言で表したものに「知、好、楽」という言葉があります。

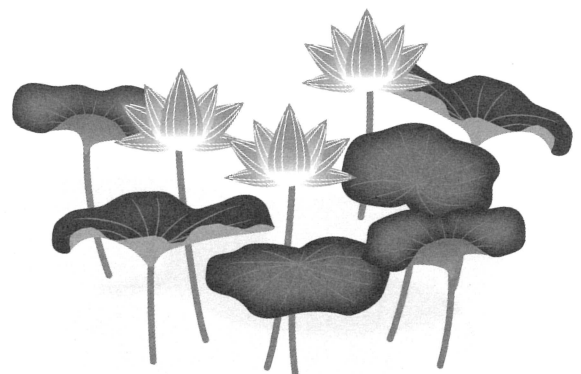
「知っているだけの人は、それを好きな人には及ばない」。

「好きな人は、それを楽しいでいる人には及ばない」という意味です。趣味であれば理解できますが、仕事では好きになることは難しいですね。しかし、嫌々やるのも、好きでやるのも環境や時間が同じであれば、始めは難しいかもしれませんが、好きになって、楽しくなる様に、心に言い聞かせながら仕事をしたいものです。

律する

何か事を成したとき、亡き人の顔がふと浮かび、あの人ここにいたら喜んでもらえるのに……という寂しさを感じたりする。しかし、その人を出すということは、その人がまだ生きているということ。忘れないかぎり、その人とともに生きているといえよう。だから、たとえ直接見てもうることができなくても、静かに耳を澄ませば、よくやったという優しい声がきくと聞こえてくる。逆に、怠惰な生活を送っていると、厳しい表情で、何をしているのかと叱る声が心に響くにちがいない。祖父、祖母、両親、兄弟、姉妹、子、孫、親友、恩師など、存命であってもなくとも、その存在を意識することで自分の身を律し、道を誤らずに歩んでゆくことができる。そんな人が誰にでもいるのではない。葉月八月。各地で亡き人の霊を弔う行事が行なわれ、墓前に、思い思いに手を合わせる。亡き人に限らない。ときには心の中での大切な人とあらためて対話をし、自分をふり返りたい。そして、その人に恥じることなく、堂々と今の自分を語れる姿をめざしてゆきたい。

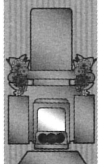
PHP研究所より



云う事になりました。江戸時代の価値で「六文銭」は三百円程度、五十円玉が六枚です。もう一つ、その「三途の川」を渡ると、六道（地獄・餓鬼・畜生・修羅・天上）の世界があり、それぞれの入口に番人がいるので、賽銭を払い通してもらおうが六文銭だと云われています。棺の中に六文銭を入れてあげると云う行為は、それらの理由によるものだと思います。



「墓地と宅地の違い」



よく「墓地を買った」といわれます。それは、「買った」のではなく「借りた」ことになります。墓地には、町村墓地、公営墓地、寺院墓地があります。それぞれの墓地の運営するところから「永代借地」をすること。つまり「永代借地権」を得ることです。「永代借地権」とは、墓地を借りている「家」が代々続く限り使える権利です。

しかし、その家が途絶えた場合には、返却しなければなりません。当然「登記」ができないので売買はできませんし、それをすれば法律違反になります。

自宅の敷地や持ち山に墓石が建っていることがあります。が、きちつと墓地法が施工される以前から建っている墓石もあり、一概には言えませんが、厳密には町村墓地等に移設する方がよいと思います。隣接で明らかに無縁の墓石があっても、自分で処理せず管理者に任せましょう。

それでは、無縁墓石の整理のための「行政法上の進め方」です。

①無縁墓石（墳墓）を「無縁墳墓として整理することにしたので、墓地の使用者や墓地の権利者、故人の縁故者はご連絡ください。」との旨を官報に掲載し、予告する。

②同じ内容を墳墓に立札や貼り紙などで掲示する。墓石に立て札を掲示しを写真を撮影する。

③官報の掲載および、立て札の掲示による公示の後、一年間どなたも名乗り出なかった場合に無縁墳墓の改葬許可申請を行い、改葬許可を得る。

以上が「行政法上」の進め方です。